

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

(新規 ・ 更新 ・ 更新時変更)

令和 7 年 7 月 11 日

北海道知事 殿

申 請 者

郵便番号 080-2464

住 所 北海道帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社北海道エコシス

代表取締役 鍛冶 彰男

電話番号 (0155) 37 - 3766

FAX 番号 (0155) 37 - 4683



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲

(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

種類： 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物。

- ・ 石綿含有産業廃棄物： 含む ・ 含まない
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物： 含む ・ 含まない
- ・ 水銀含有ばいじん等を含む産業廃棄物の種類
()
- ・ 積 替 え 又 は 保 管： あり ・ なし

事務所及び事業場の所在地

事務所 別記様式7「事業計画の概要」第2面に記載のとおり

事業場 別記様式7「事業計画の概要」第2面に記載のとおり

事業の用に供する施設の種類及び数量

別記様式7「事業計画の概要」第2面に記載のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記様式7「事業計画の概要」 変更なし



※ 事 務 処 理 欄